



平成26年5月15日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 テ ィ ラ ド
代 表 者 名 代表取締役社長 嘉納 裕躬
(コード番号 7236 東証第1部)
問合せ先 常務取締役 百瀬 芳孝
(TEL 03-3373-1101)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 15 日開催の取締役会において「定款一部変更の件」を平成 26 年 6 月 26 日開催予定の第 112 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせします。

記

1. 変更の理由

- (1) 取締役および監査役が、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、また社外取締役および社外監査役として適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役および監査役の責任免除に関する規定ならびに社外取締役および社外監査役との間で責任限定契約を締結できる旨の規定を、定款第 29 条（取締役の責任免除）および定款第 38 条（監査役の責任免除）として新設するものであります。なお、定款第 29 条の規定の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。

- (2) 上記の新設に伴い、必要となる条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 26 年 6 月 26 日

定款変更の効力発生日 平成 26 年 6 月 26 日

別紙

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条～第 2 8 条 (条文省略) (新設)	第 1 条～第 2 8 条 (現行どおり) <u>(取締役の責任免除)</u> <u>第 2 9 条 当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>②当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により社外取締役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を、限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が定める額とする。</u>
第 2 9 条～第 3 6 条 (条文省略) (新設)	第 3 0 条～第 3 7 条 (現行どおり) <u>(監査役の責任免除)</u> <u>第 3 8 条 当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>②当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により社外監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を、限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が定める額とする。</u>
第 3 7 条～第 4 1 条 (条文省略)	第 3 9 条～第 4 3 条 (現行どおり)

以上